

「船舶等運用業務」の仕様書案に係る意見招請の結果について
 (意見招請期間：令和7年4月7日～令和7年5月26日に関する意見)

2025年7月25日

	仕様書件名	頁番号	行番号	項目	意見	理由	修正の有無	回答
1	研究船「かいめい」の運航及び調査支援等に関する業務委託	資料4			シングルチャンネル反射法探査装置主要目一覧の内、【探鉱機】のみ削除されていますが、委託の範囲外でしょうか。	【探鉱機】はシングルチャンネル反射法探査装置の主要目の一つのため	有	探鉱機も委託対象となります。参考資料-資料4を修正いたします。
2	研究船「かいめい」の運航及び調査支援等に関する業務委託 別紙4				HPにて公開されている標準契約書を確認しますと個人情報の特約条項として設定されています。情報セキュリティに関する要件も特約条項に入れるべきではないでしょうか。	両事項の取扱については同レベルと考えるため	無	船舶の運航委託等契約においては、機構HPに公開している標準の契約書を船舶の運航委託等業務に合わせた契約内容に整え契約の締結を致します。船舶の運航委託等業務において、情報セキュリティに関する要件は各船舶の仕様書別紙として記載されており、契約書には、「本契約の定める条件および仕様書等にしがって委託業務を実施しなければならない。」等を明記することにより、本要件は契約内容となります。
3	研究船「かいめい」の運航及び調査支援等に関する業務委託 別紙4	1		1. (1)	船舶・調査機器についての情報セキュリティシステムは、提供側である機構の範疇と考え、受託側は機構から提供・共有される情報やデータ等を範疇と考えるので良いでしょうか。責任者とは、情報セキュリティ責任者と同じと考えて良いでしょうか。	品質保証としての対象が曖昧であるため	無	「よこすか」、「かいめい」、「新青丸」については船舶の運航及び管理、調査観測機器類の運用及び管理等を委託するものであり、船舶・調査機器についての情報システムの情報セキュリティ対策も委託業務内容に含まれます。(別紙3各船運航委託業務内訳において、7.1.1(11)その他・付帯するサービス「船内ITシステムの運営維持、管理」を受託者の業務としているとおり。)また、責任者とは、情報セキュリティ対策を統括する者や、各種情報システムやネットワーク、アプリケーション・コンテンツの開発・構築における品質保証を統括する者を指し、その氏名を含めた受託者の情報セキュリティ管理・品質保証体制図の提出をお願いします。
4	研究船「かいめい」の運航及び調査支援等に関する業務委託 別紙4	2		4. (1)	作業用端末の範囲は、あくまでも船舶・調査機器に付随するもので良いですか。使用するソフトウェアの許可を機構がされるのであれば、本端末は機構管理のほうが最適ではないでしょうか。	作業用端末の対象、管理が曖昧であるため	無	船舶・調査機器に付随するもののほか、それらの保守作業を行う際に使用する端末や、当機構のネットワークに接続する端末を含みます。 なお、受託者が本業務受託に限らず一般事務に用いる端末は対象外です。

5	研究船「かいめい」の運航及び調査支援等に関する業務委託 別紙4	2		4. (5)	ソフトウェアには、クラウドサービスも含まれますか。また使用が認められるソフトウェアとはどのようなものでしょうか。	クラウドサービスのソフトウェアが増えてきたため	有	「ソフトウェア」にはクラウドサービスも含まれます。また、その旨明記いたします。 なお、使用が認められるソフトウェアについては別紙リストのとおり定めています。リスト外で業務上必要となるソフトウェアは、機構担当者がその利用目的や信頼性等を確認したうえで判断します。 クラウドサービスについては原則として、ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録のあるクラウドサービスを選定してください。 ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録がないサービスを利用する場合は、ISMAP 管理基準と同等の基準を満たしていることをクラウドサービス提供者に確認したうえで、機構担当者が判断します。
6	研究船「よこすか」の運航及び調査支援等に関する業務委託	2		5. (3)	5. (3)に次世代深海探査システム「ゆめいるか」が掲載していますが、7. 業務内容等には記載がありませんが、委託対象なんでしょうか。	委託対象についての確認のため	有	「ゆめいるか」も委託対象となります。7. 業務内容にその旨明記いたします。また、これに関連して別紙3、参考資料-資料1、資料2も修正いたします。
7	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	9	7	7. 1. 4	機構欄に「指示」を追記して頂きたい。	現状に即した対応の明記。	無	機構から指示をする場合ももちろんございますが、機構への動静報告を行うこととしており、必ずしも機構の指示した場合にのみ報告をいただくものではございませんので、修正しないことといたします。
8	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	14	26	7. 7. 176	下水道の流体を具体的に記載して頂きたい。	下水道の設置は何の流体か(排水/屎尿など)によって対応・難易度が変動するため内容の確認をしたい	有	実験排水となります。尿尿を含むことはありません。 「上下水道」を「上水道及び実験排水のための下水道」に修正いたします。